

花樹の会 会則

【名称・事務局】

第1条 本会は「花樹の会」と称し、事務局を助川交流センター内におく。

(鹿島町 1-20-7 電話 23-0955)

【目的】

第2条 本会は樹木の植栽、特に「日本一のさくら都市づくり」の推進をはじめ、住みよいまちづくりの実践活動(地域づくりネットワーク)を通じて、郷土愛の助長、市政への協力、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

1. さくら、けやき、その他の樹木の植栽・保護育成の実施
2. 住みよいまちづくりを推進するためのネットワークづくりに広報紙の発行
3. 市政懇談会、研修会等の開催
4. その他、目的達成のために必要な事業

【会員・会費】

第4条 本会の会員および会費は次のとおりとし、会計年度は1月1日から12月31日までとする。

会費.....年額	3,000円
特別会員.....年額	10,000円

ただし、必要に応じて寄付金、出席者負担金を徴収することができる。

会員入会・脱会は文書をもって行うものとする。

【役員】

第5条 本会の役員は、会員の中から選出する。

会長...1名	会計...1名
副会長...3名	監事...2名
理事...若干名	事務局...3名

役員の任期は2年とする。

総会にはかり、顧問をおくことができる。

【総会】

第6条 定期総会は毎年1～2月中に開催し、役員・事業計画・予算等について審議する。

【会則の制定・決定】

第7条 この会則は、平成5年4月6日より施行する。

- ・平成5年4月6日...制定
- ・平成12年2月10日...一部改定
- ・平成15年2月21日...一部改定